|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和５年度　実施状況 |
| （１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす　①入所施設からの地域生活への移行 |  |
| ○入所施設利用者の地域移行の推進（地域生活支援課、生活基盤推進課）　自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけるとともに、効果的な取組みについて、情報共有を図ります。　施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難であるものの、施設入所に至ることなく、地域で暮らし続けることができるよう、支援者のスキルアップなどの支援体制を充実するとともに、地域移行に向けた必要な情報提供や理解促進を行うなど市町村の地域生活支援拠点等の取組みを支援しつつ、グループホームの体験利用や人材育成等、その機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を行います。 | 目標値（令和５年度）・入所施設利用者の地域移行目標6.9％（令和元年度末時点の施設入所者数と比較）・入所施設利用者の減少目標▲2.2％（令和元年度末時点の施設入所者数と比較） | ○入所施設からの地域移行者数：令和5年度末現在：388人（令和元年度末比：8.1％）　　　○入所者数の減少：令和5年度末現在：205人（令和元年度末比：▲4.3％）　 |
| 〇入所施設利用者への意向調査の実施（生活基盤推進課）入所施設から地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に実施します。調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。 | 目標値障がい福祉計画策定前に実施次回調査時期：令和４年度末 | ○市町村における障がい者支援施設からの地域移行に関する取組み状況を把握するため、施設入所者についてサービス等利用計画への地域移行の記載状況等について、調査を実施しました。調査結果については令和4年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会の参考資料として活用し、協議会にて報告書「地域における障がい者等への支援体制について」（令和5年3月）をまとめました。令和5年度は上記報告書を踏まえて、協議会等で、新しい施策の方向性を議論しました。 |
| （１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす　②精神科病院からの地域生活への移行 |  |
| ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（生活基盤推進課）長期入院精神障がい者に対する地域移行支援を強化するため、専任の「地域精神医療体制広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、院内茶話会や退院促進ピアサポーターとの連携など地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組みを企画・実施し、対象者を市町村が設置する精神障がい者の地域移行について協議する場（自立支援協議会専門部会等）につなぎ、「保健・医療・福祉」による関係者同士の顔の見える関係を作り、地域の課題を話し合うとともに、病院だけで退院支援を行うことが困難な事案について伴走支援を行っていきます。　また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等の地域の関係機関（医療と地域生活）のつながりを構築するため、市町村及び障がい保健福祉圏域（保健所圏域）ごとに設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を支援します。都道府県の協議の場とあわせた重層的な連携により、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として自分らしい暮らしができるよう支援します。 | 目標値（令和５年度）①精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数を316日以上とする②１年以上長期入院者数を8,688人とする③入院後３ヶ月時点の退院率は69％以上、入院後６ヶ月時点での退院率は86％以上、入院後１年時点での退院率を92％以上とする | ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数実績値（国による公表値）　　2020年度（令和2年度）　324.3日②1年以上長期入院者数令和5年6月30日現在　　8，132人③退院率　 実績値（国による公表値）　　2020年度（令和2年度）　　　入院後3ヶ月時点での退院率　　67．8％　　　入院後6ヶ月時点での退院率　　82．9%入院後1年時点での退院率　　　89．6%※①と③に関して、国が公表する実績値は、計画策定時と異なる分析手法を用いて算出されている。同じ分析手法で算出した場合の目標値は次のとおり。　①地域平均生活日数　325日以上　③入院後3ヶ月時点での退院率　　69％以上入院後6ヶ月時点での退院率　　84％以上入院後1年時点での退院率　　　91％以上○精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修の実績新型コロナウイルス感染症の影響も減り、徐々に対面実施も増えてきましたが、引き続き非接触でのオンラインや動画視聴対応も継続しました。令和5年度　院内研修　23病院　26回　　出席者合計　1，066人（関係機関職員含む）　　　　　　　　　　　　全体研修　1回　　　　　　　　　出席者（申込者）合計　363人（動画配信　関係機関職員含む）○地域移行の可能性のある患者の把握のための取組の実績　　上記と同様に病院内での対面の交流が再開されてきましたが、引き続き、非接触媒体作成やオンライン活用も継続して取り組みました。　　令和5年度　院内茶話会対面茶話会　12回ZOOM等のシステムを活用したオンライン茶話会　1回作成したビデオレターを上映した院内茶話会　1回非接触媒体の作成　非接触媒体の作成　　壁新聞　23回　　動画作成　2回　　合計25回　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 個別面談2病院　2ケース対応従事したピアポーター　媒体作成・院内茶話会　実人数　21人　（延べ34人）個別面談　実人数2人　（延べ12人）○地域精神医療体制広域コーディネーターによる個別伴走支援の実績新型コロナウイルス感染症の影響は残存するものの、令和5年度は新規継続共に個別対応件数が増加しました。　令和5年度　46件対応（継続　28件　新規　18件　退院済　13件）○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる圏域・市町村単位の協議の場の運営支援　　地域精神医療体制広域コーディネーターの圏域・市町村協議の場への出席　令和5年度　圏域協議の場　　　22回　　17圏域未開催　　1圏域　　　　　　　　　市町村協議の場　 82回　　31市町村　未開催　　1市町村開催されているが広域コーディネーターの参加なし　2市町村 |
| （２）入所施設の今後の機能のあり方 |  |
| ○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課)　実地指導や集団指導を通じ、施設がより地域に開かれた運営を行うとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。　また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。 |  | 〇利用者サービスの向上等を図るため、事業者に対する指定時研修や集団指導、実地指導等を通じて、地域に開かれた施設運営を行うとともに、個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行いました。・指定時研修と集団指導は、ウェブ形式（ネットによる動画視聴及びアンケートの実施）で開催しました。集団指導「者対象」事業者向け、「児対象」事業者向け各々年1回実施　　　　　　「者対象」事業所（令和5年度： 　1,514事業所　※サービス別合計）「児対象」事業所（令和5年度： 　1,209事業所　※サービス別合計）・実地指導は、個別の事業者に対して適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を現地に赴き実施しました。　　　　 　「者対象」事業所（令和5年度： 　80事業所　※サービス別合計）「児対象」事業所（令和5年度： 114事業所　※サービス別合計） |
| ○府立障がい者支援施設の運営（地域生活支援課）砂川厚生福祉センターにおいて、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい（※）の状態を示す方など民間事業所で対応が困難な障がい者に対して、地域移行に向けたアセスメントと専門的な支援を行うとともに、新たな支援方策の研究や研修の実施など民間事業所の支援力向上に取り組みます。障がい者自立センターにおいては、高次脳機能障がい者に対して地域移行に向けたアセスメントと自立訓練を行うとともに、専門的な支援技法を蓄積します。また、これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について、障がい者自立相談支援センターにおいて、研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。（※）社会関係障がい：大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態 |  | ○砂川厚生福祉センターで、民間事業所に対する研修等を実施しました。■教育との連携事業令和5年度　支援学校コンサルテーション　3校実施■難治群支援方法検討会　令和5年度　3回開催■司法関係機関との連携会議　令和5年度　1回開催■アンガーコントロールトレーニング（ACT）ツールを活用した個別ACTを学ぶ研修会令和5年度　2回開催　受講者数　91名■地域定着支援を考える研修会「支援機関・団体交流会」令和5年度　1回開催○障がい者自立センターで高次脳機能障がい者に対して、自立訓練を行うとともに蓄積した支援方策等について民間事業所等に研修を実施しました。■障がい者自立センターの延利用者数令和5年度　909人（入所）、81人（通所）■障がい者自立相談支援センターでの研修（市町村・医療機関・福祉サービス事業所向け）4回開催　受講者数269名 |
| ○府立福祉型障がい児入所施設の運営（地域生活支援課）府立こんごう福祉センターにおいては、老朽化による建替（令和５年４月予定）を契機に、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図るとともに、地域生活への移行に向けた支援について検討します。また、本人の行動面の著しい障がいや要保護性の高さなどから民間施設では受入れが困難な児童の受入れを進めるなど、専門性を活かした支援等に取り組みます。 |  | ○令和5年4月1日に、大阪府立こんごう福祉センター　さわやか　を開所しました。○施設内に自活訓練室を設置し、グループホームを想定した生活を体験することで、将来に向けた意思形成支援を行いました。○また施設には、強度行動障がいの状態にある児童に特化したユニット（生活棟）を設置し、行動障がいの改善に向けて支援を行いました。○令和5年度中に地域移行された方は16人でした。 |
| ○施設職員等に対する研修の実施（福祉人材・法人指導課）　施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで各階層で実施します。 | 目標値委託研修受講者数10，000人/年（障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数） | ○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施しました。令5年度委託研修・66講座　7,442人【研修内容】・高齢者、障がい者の権利擁護支援と成年後見・障がい者の権利擁護と成年後見 |

|  |  |
| --- | --- |
| （３）地域で暮らし続ける　①グループホームなど住まいの確保 |  |
| ○障がい者グループホームの設置促進（生活基盤推進課、居住企画課、経営管理課）　障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。　グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR（都市再生機構）賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。 | 目標値（令和３年度から令和５年度）公営住宅のグループホームとしての活用277人分 | ○府営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホームとしての活用件数（大阪市を除く）　・令和5年度新規活用人数 19人○市町営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用件数・令和5年度新規活用人数83人○公営住宅を活用したグループホーム住戸数（令和６年３月末）・府営住宅：　534戸・市町営住宅　100戸・UR都市機構　53戸・公社住宅　12戸 |
| 〇グループホーム世話人等の資質向上（地域生活支援課、生活基盤推進課）　グループホームにおける支援の充実を図るため、他事業者の世話人同士の意見交換する機会等を提供するとともに、障がい種別ごとのさまざまな障がい特性に対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。 |  | ○グループホーム世話人研修対象：経験年数の少ない世話人等内容：障がい種別ごとの特性理解意見交換　等実施回数：2日間/年（各日定員60名）受講者：令和5年度：1日目：ユーチューブによる公開講座：79名　2日目：57名 |
| 〇様々な困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備（生活基盤推進課）　重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業の実施など、重度障がい者等が地域で安心して生活を継続できるよう、様々な困難事例に対応可能なグループホームの整備促進を図ります。 |  | ○令和5年度大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業を実施重度知的障がい者に専門的かつ適切な支援ができるグループホームを運営する法人を養成するため、訪問コンサルテーションや実地研修を実施し、知識や支援ノウハウの取得に取り組みました。　　・訪問コンサルテーション（応用講座※含む）：計29回　　　委託先法人が参加法人の事業所を訪問し、実際の支援事例から特性把握のためのアセスメント技法、特性に応じた視覚化・構造化などの環境整備の方法などを助言しました。※応用講座は、障がい特性の理解や、視覚化・構造化支援の方法等について講義形式により行いました。・実地研修：計39回 　委託先の強度行動障がいの状態を示す者を受け入れ支援しているグループホームで参加法人の職員にＯＪＴを行いチームアプローチに必要な視点などを助言しました。・実践報告会：計2回（10月、3月）　　　　参加法人による取組み実績を府内市町村や地域の事業所（相談支援事業所・グループホーム等）に公開し,取組み事例の周知等を行いました。府内障がい福祉サービス事業所、市町村職員の参加者：152名　・修了法人数：１法人 |
| ○公営住宅の障がい者向け募集の実施（居住企画課、経営管理課）　府営住宅については、公募戸数の概ね６割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図ります。　市町営住宅においても、「大阪府高齢者･障がい者住宅計画」に基づき、障がい者のいる世帯の優先入居等の促進を図ります。 |  | ○府営住宅における、特別枠（「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」）の入居者募集の状況a府営住宅募集戸数　3,564戸（一般世帯向け及び福祉世帯向けのみ）b福祉世帯向け募集住宅　　募集戸数　2,158戸　　応募者数　15,978人　　（障がい者世帯、ひとり親世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、高齢者世帯、犯罪被害者等の世帯、障がい者手帳の交付を受けている単身者等）・特別設計住宅（車いす常用者世帯向け住宅）　　募集戸数　114戸　応募者数　227人※福祉世帯向け募集住宅は戸数（a）の概ね６割を特別枠で募集しており、引き続き推進していきます。○市町営住宅における障がい者世帯の優先入居実施状況・令和5年度　15市町　307戸 （応募821件、倍率:2.67倍） |
| ○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進（居住企画課、住宅整備課、施設保全課）▼府営住宅の取組み建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」「段差の解消」「広い廊下幅」などに取り組み、バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。また、建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAIハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者世帯向け住宅を供給します。既存住戸においては、バリアフリー化されていない全ての住宅（撤去予定のものを除く。エレベーターのない３階から５階の住宅も含む。）について、住戸内の段差解消や手すり設置などを計画的に進めます。また、団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化に努めます。さらに、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として全ての団地を対象としてエレベーターの設置を計画的に進めます。▼市町営住宅の取組み建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅におけるバリアフリー化、エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置や耐震化事業を促進します。▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組み建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅における屋外のバリアフリー化や耐震化事業を促進します。 | 目標値建替事業：8，000戸住戸内バリアフリー化事業：12,000戸団地内バリアフリー化事業：７団地中層エレベーター設置事業：2,650基車いす常用者世帯向け住宅整備事業：170戸※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（平成28～令和７年度）に基づく目標値 | ○府営住宅の整備・改善（令和3年度～令和5年度実績）建替事業：833戸住戸内バリアフリー化事業：1,566戸団地内バリアフリー化事業：1団地中層エレベーター設置事業：275基車いす常用者世帯向け住宅整備事業：22戸（MAIハウス含む）○市町営住宅等における整備（バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等）※【市町営住宅】／【公社・UR】・新規住宅の整備数（建替え・借上げ含む）　　　　 　 バリアフリー対応（うち、車いす常用者世帯向け）　　　 令和5年度 1185（6）戸／120（0）戸　　　　　　　　　　・既存住宅の整備数 　バリアフリー改善 　 令和5年度　26戸／137戸　 　エレベーター設置　　　　　 令和5年度　22基／0基 |
| ○民間賃貸住宅への入居促進（居住企画課・建築振興課）▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、 今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用　「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供「Osakaあんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。 | 目標値・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」20,000戸（令和７年度）・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合：100％（令和7年度） | ○あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅）登録促進に向け、宅地建物取引業団体等を通じた働きかけを行ったほか、府内各地の不動産店への啓発活動に努めました。また、地図や条件から検索可能な「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の運用を行いました。 あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅）42,737戸（令和6年3月31日時点）○障がい者等の民間賃貸住宅の入居促進のため、「Osakaあんしん住まい推進協議会」のホームページ及び「あんぜん・あんしん賃貸住宅検索システム」において、居住支援情報を提供しました。住まい探しの相談に応じる協力店（不動産事業者）の登録や、相談や情報提供、見守りなどの生活支援等を行う居住支援法人の指定を行いました。また、障がい者等が身近な市町村で住まいに関する相談ができるよう、大阪府居住安定確保計画（令和3年12月策定）に基づき、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50％達成（令和12年）に向けて、地域毎の支援者交流会を開催するなどの取組を行いました。市町村の福祉関係窓口等にパンフレットを配布し、福祉関係者の会議において制度周知を行うことや、市町村において「住まい探し相談会」を実施、前述の交流会を開催するなど、住宅部門と福祉部門との連携を図りました。協力店651店 居住支援法人 166法人 府内市区町村居住支援協議会 ５市（豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市、守口市） （令和6年3月31日時点）○市町営住宅等における整備（バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等）※【市町営住宅】／【公社・UR】・新規住宅の整備数（建替え・借上げ含む）バリアフリー対応（うち、車いす常用者世帯向け）令和5年度 1185（6）戸／120（0）戸　　　　　　　　　　・既存住宅の整備数 　バリアフリー改善令和5年度　26戸／137戸エレベーター設置令和5年度　22基／0基○「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としており、人権啓発パンフレットや府ホームページに同基準を掲載するとともに、研修等を通じて宅地建物取引業者に周知啓発を行いました。○宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合　令和3年度87.5％（6年毎に実施する「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」令和3年度調査結果) |
| ○住宅のバリアフリー化に対する支援（居住企画課、生活基盤推進課）　「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、バリアフリーに関する研修を実施する等、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。　また、重度障がい者等が、安心して生活できるよう、住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。 |  | ○「大阪の住まい活性化フォーラム」主催のリフォーム事業者向けセミナーにおいて、バリアフリーリフォームによる住まいの性能向上や、補助制度が記載されている「住宅リフォームガイドブック」を配布することで啓発を行いました。○重度障がい者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する市町村に対して助成を行いました。（令和5年度）　対象世帯数　　　75件 助成額 15,556千円※政令市・中核市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、能勢町は補助対象外 |
| ○生活福祉資金（住宅貸付）の貸付（地域福祉課）　障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。 |  | ○居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費等（生活福祉資金）の貸付けを大阪府社会福　祉協議会で実施しました。なお、貸付限度額は250万円、償還期間は７年以内（据置期間6か月）となっています。・令和5年度実績　　貸付決定件数　15件　　貸付決定金額　9,820,000円 |
| （３）地域で暮らし続ける　②必要な福祉サービスの確保 |  |
| ○地域生活支援拠点等の運営（生活基盤推進課）障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の受け入れ・対応の体制づくりの取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。また、広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策を検討します。 | 目標値（令和５年度）各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を確保しつつ、年１回以上運用状況を検討、検証する。 | ○地域生活支援拠点等の運営状況（令和5年度末現在）　 ・整備済：39市町村　未整備：4市町村○未整備の市町村の課題把握及び整備への働きかけや、整備済の市町村の取組状況を把握するため、市町村ヒアリングを実施（令和5年6月～令和6年3月）し、運営状況等の把握を行いました。・市町村数：10○府内市町村・基幹相談支援センター等職員に対して、地域生活支援拠点等の機能の強化・充実のため、既存のサービスを有効に活用し、「緊急時の受入・対応の体制」を整えている市町村の取組事例の紹介や市町村の各機能の取組状況や運用状況の検証・検討方法等について情報共有を図るため意見交換会を実施（令和5年9月実施）しました。・参加市町村数：30　 参加者：67名○令和5年度大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業を実施重度知的障がい者に専門的かつ適切な支援ができるグループホームを運営する法人を養成するため、訪問コンサルテーションや実地研修を実施し、知識や支援ノウハウの取得に取り組みました。　　・訪問コンサルテーション（応用講座※含む）：計29回　　　委託先法人が参加法人の事業所を訪問し、実際の支援事例から特性把握のためのアセスメント技法、特性に応じた視覚化・構造化などの環境整備の方法などを助言しました。※応用講座は、障がい特性の理解や、視覚化・構造化支援の方法等について講義形式により行いました。・実地研修：計39回 　委託先の強度行動障がいの状態を示す者を受け入れ支援しているグループホームで参加法人の職員にＯＪＴを行いチームアプローチに必要な視点などを助言しました。・実践報告会：計2回（10月、3月）　　　　参加法人による取組み実績を府内市町村や地域の事業所（相談支援事業所・グループホーム等）に公開し,取組み事例の周知等を行いました。府内障がい福祉サービス事業所、市町村職員の参加者：152名　・修了法人数：１法人 |
| ○生活訓練・指導の実施（自立支援課）　障がい者の社会活動への参加と自立を支援するとともに、音声機能障がい者発声訓練事業その他身体障がい者生活訓練事業などの家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。 |  | 〇障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行いました。　・音声機能障がい者発声訓練事業　・その他身体障がい者生活訓練事業　など |
| ○在宅難病患者一時入院事業の実施（地域保健課）　在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合に入院可能な病床の確保に努めるともに、介護者の新型コロナウイルス感染症等の罹患を想定し、入院期間を原則14日以内として実施します。 |  | 〇在宅難病患者一時入院事業在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合に府において指定している医療機関に一時的に入院可能な病床を確保しました。・令和3年度　1名　・令和4年度　0名 ・令和5年度　0名 |
| ○リフト付き福祉タクシーの利用促進（自立支援課）障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。 |  | ○大阪福祉タクシ－運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上を行うとともに、引き続き「福祉のてびき」について掲載を行うなど府民へ同センターの案内を行いました。 |
| ○福祉有償運送の推進（地域福祉課）　社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。 |  | ○府内７か所（大阪市、北摂ブロック、河北ブロック、中部ブロック、泉州ブロック、枚方市、箕面市）で設置されている福祉有償運送運営協議会に対して事業の推進に必要な情報を提供するなど、協議会の運営を支援しました。○また、福祉有償運送制度の利用方法や、国土交通大臣認定団体が実施する講習の案内、福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど、制度の広報に努めました。 |
| ○身体障がい者補助犬の普及促進（自立支援課）　障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。 |  | 〇身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々への使用機会の提供（令和5年度件数4件）のほか、飲食店等における補助犬受け入れ拒否事例がなくなり、2025大阪・関西万博の開催に向けた共生社会の実現のため、J1ガンバ大阪の試合前に開催されたSDGs関連イベントやイオンでの広報啓発活動を実施しました。 |
| ○市町村との連携（障がい福祉企画課）　障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催など連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 |  | 〇国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせ市町村説明会を開催しました。〇障がい者制度の円滑な運営を図るため、平成17年12月に障がい保健福祉室、市長会及び町村長会の共同で「障がい者自立支援制度ワーキングチーム」を設置（H25から名称を「障がい者制度ワーキング」と変更。）。以後、制度上の課題や新たな法制度に向けた国への提言などについて協議・検討を行っています。なお、本ワーキングは令和2年度以降、重度障がい者等就業支援ワーキングの設置（令和2～3年度）に伴い、一時休止していますが、今後、法制度の改正等により、議論するべき内容があれば、再開します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町　　　　　　　　村指導を実施しました（令和5年度は21市町／国の指針において2年に1回以上実施するものとされています）。 |
| ○指定事業者等に対する指導等（生活基盤推進課）　指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。　また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。 | 目標値毎年、集団指導を実施 | 〇利用者サービスの向上等を図るため、事業者に対する指定時研修や集団指導、実地指導等を通じて、地域に開かれた施設運営を行うとともに、個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行いました。・指定時研修と集団指導は、ウェブ形式（ネットによる動画視聴及びアンケートの実施）で開催しました。集団指導「者対象」事業者向け、「児対象」事業者向け各々年1回実施　　　　　　「者対象」事業所（令和5年度： 　1,514事業所　※サービス別合計）「児対象」事業所（令和5年度： 　1,209事業所　※サービス別合計）・実地指導は、個別の事業者に対して適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を現地に赴き実施しました。　　　　 　「者対象」事業所（令和5年度： 　80事業所　※サービス別合計）「児対象」事業所（令和5年度： 114事業所　※サービス別合計） |
| ○利用者本位の障がい者福祉制度の推進（障がい福祉企画課）障がい福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し、新たなニーズに対応した支援の充実・確保等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい福祉制度の円滑な推進を図ります。 |  | 〇利用者等に対し広く制度周知がなされるよう、難病等対象疾病拡大や法改正に基づく制度改正等について、広報を行いました。また、ホームページ上で公開している利用者の方への情報提供内容については、制度改正等に伴い、随時更新を行いました。〇障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施しました（令和5年度は21市町／国の指針において2年に１回以上実施するものとされています）。〇「国の施策並びに予算に関する提案・要望（福祉関連）」や「障がい者福祉施策の推進に係る提言」などを通じて、国に対し制度の改善に向けた要望を実施しました。 |
| （３）地域で暮らし続ける　③相談支援体制の強化 |  |
| ○市町村の相談支援体制の充実（地域生活支援課）障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。　また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。 | 目標値（令和５年度）全ての市町村で基幹相談支援センターを設置 | ○市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、市町村の実態を調査・把握し、課題抽出を行うとともに、各市町村における先行事例の紹介や、市町村や基幹相談支援センター職員等を対象とした情報交換会等を実施しました。○都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進しました。■基幹相談支援センターの設置市町村数36市町村（令和5年4月1日現在）■アドバイザーの派遣5市町 |
| ○ケアマネジメントの推進（地域生活支援課）　障がい児者に寄り添ったサービス等利用計画の作成や、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングの実施や関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。 | 目標値（令和５年度）相談支援専門員の養成・確保2,700人 | ○相談支援専門員の育成とさらなる資質の向上のため、相談支援従事者初任者研修を実施しました。■相談支援従事者初任者研修修了者数令和5年度　471名■大阪府内で活動する相談支援専門員数2,617名（令和5年4月1現在） |
| 〇ピアカウンセリングの普及（地域生活支援課）　市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。 | 目標値（令和５年度）市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数43（すべての市町村） | 〇市町村においてピアカウンセリングが実施されるよう、障がい者ピアサポート研修等の機会を通じて普及を図りました。■ピアカウンセリング実施市町村数令和5年度　　22市町 |
| ○大阪府発達障がい者支援センターの運営（地域生活支援課）　　大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行うとともに、地域ごとに多様な支援ニーズに合ったきめ細かなコンサルテーションを実施していきます。また、アクトおおさかを中心に大阪府発達支援拠点（以下「発達支援拠点」という。）との地域連携の枠組みを作っていくことを検討します。▼相談支援事業▼コンサルテーション事業発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。▼普及啓発・研修事業医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。▼就労支援アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。　 | ≪参考≫サービス見込量相談支援　2，750件関係機関への助言　650件外部機関や地域住民への研修・啓発　50件 | 〇大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行いました。▼相談支援事業（2396件）発達障がい児（者）及びそのご家族等からの相談に対する助言及び情報提供を行い、主訴に応じてインテーク面接、相談等を実施しました。▼コンサルテーション事業（522件）相談支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所等に対し、発達障がいの特性に合わせた支援方法等についての助言や情報提供を行いました。▼普及啓発・研修事業（36件）研修事業：医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を実施しました。また、幅広い支援者の支援力向上のための公開講座や府民対象の公開講座を開催するなど、普及啓発に努めました。▼就労支援（598件）就労に関する相談に対して助言及び情報提供を行い、主訴に応じて個別の就労支援、ご家族・事業所等へのサポート等の一連の支援を地域障がい者職業センター、公共職業安定所等との連携により実施しました。 |
| ○発達障がい児者施策の充実（地域生活支援課）広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援します。▼大人への支援発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図るとともに、当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。　▼発達障がいがうかがわれる人への支援　　　当事者の方の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげるとともに、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組みます。 |  | 〇大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援しました。▼大人への支援市町村に対して、説明会を開催し、大阪府発達障がい者支援センターの取組みを周知しました。また、大阪府内のセルフヘルプグループの活動状況や連絡先を大阪府のホームページに掲載し、お互いの悩みや情報交換を行う場の情報提供を行いました。▼発達障がいがうかがわれる人への支援大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の多分野における支援体制の整備に向けた相談や助言、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の障がいの分野に留まらない支援体制を構築する取組みを支援しました。 |
| ○難病患者に対する相談支援機能の充実（地域保健課）　大阪難病相談支援センターにおいて、日常生活相談や患者交流会等、当事者の目線に立った療養生活支援を実施するとともに、大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者や家族の医療等に関する相談業務の実施や保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行います。　また、令和３年４月の大阪難病相談支援センターの移転に向け、大阪難病医療情報センターや各保健所との更なる連携体制の強化を図り、相談事業等を充実させます。 |  | ○大阪難病相談支援センターによる療養生活相談の実施・大阪難病相談支援センターは、大阪府こころの健康総合センター内に移転の上、令和3年4月から稼働しています。・難病患者や家族等の日常生活における相談や支援を実施しました。（相談件数：令和5年度延べ883件）・ハローワークと連携し、難病患者に対する就労相談を実施しました。（相談件数：令和5年度26名）・難病専門医による講演会・相談会を実施しました。（相談件数：令和5年度延べ624名）・学習講演会や患者交流会の開催、ピアカウンセリング事業の実施、難病相談支援センターニュースの発行及びメールマガジンの配信など、当事者の目線に立った支援を実施しました。・隣接する大阪急性期・総合医療センター内に所在する「大阪難病医療情報センター」、「保健所、保健センター、保健福祉センター」との連携体制の強化、難病患者に対する相談支援機能の更なる充実を図りました。○大阪難病医療情報センターによる医療等に関する相談の実施・難病患者や家族の医療等に関する相談業務を実施しました。（遺伝相談を含む）（相談件数：令和5年度2,977名）・保健所等が実施する難病患者に対する個別支援や患者に関わる関係機関との地域ネットワーク事業に関する会議への参加等医療の立場から助言を行いました。・ハローワークと連携した難病患者の就労支援については相談者の利便性や支援ニーズを考慮し、保健所等とも連携し充実を図りました。（相談件数：令和5年度39名） |
| ○高次脳機能障がい者に対する支援（地域生活支援課）　高次脳機能障がい支援拠点として、先進事例について情報を収集し、障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、地域移行を推進するとともに、専門的な支援ノウハウを蓄積します。また、こうした知見を活用し、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、府内関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修や事業所へのコンサルテーションを展開することにより、府全体の支援力の底上げを図ります。　 |  | ○障がい者自立センターで高次脳機能障がい者に対して、自立訓練を行うとともに蓄積した支援方策等について民間事業所等に研修を実施しました。■障がい者自立センターの延利用者数909人（入所）、81人（通所）■障がい者自立相談支援センターでの研修（市町村・医療機関・福祉サービス事業所向け）4回開催　受講者数269名 |
| 〇地域生活定着支援センターの運営（地域福祉課）　地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所の生活環境調整への協力（コーディネート業務）や受け入れた施設等へのアフターケア（フォローアップ業務）や刑務所等を出所した方への福祉的な助言（相談支援業務）などを実施します。 |  | 〇地域生活支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、以下のとおり福祉サービスの利用等を支援しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分・年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| コーディネート業務 | 26件 | 20件 | 24件 |
| フォローアップ業務 | 72件 | 86件 | 81件 |
| 相談支援業務 | 39件 | 24件 | 36件 |

○令和3年度から開始された被疑者等支援業務において、被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行いました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分・年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 被疑者等支援業務 | ７件 | １３件 | ２４件 |

 |
| （３）地域で暮らし続ける　④自立支援協議会の機能強化 |  |
| ○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援（障がい福祉企画課）　自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。　また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。 | 目標値（令和５年度）・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置 | ○「各地域協議会の設置・運営状況の共有」「地域課題や対応策に関する相互の情報交換による取組みの活性化」「顔の見える関係の構築」等を目的として、地域自立支援協議会情報交換会を開催し、地域課題解決に向けた協議会運営の活性化を図りました。○就労支援に関する専門部会等を設置している市町村数：40市町村（令和5年11月時点） |
| ○大阪府障がい者自立支援協議会の運営（障がい福祉企画課）　大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。　また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。 |  | ○アンケート調査やヒアリング等の実施により地域の実態把握を行い、地域協議会における課題の集約・整理を行うとともに、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣することにより、地域協議会に対する助言等後方支援を実施しました。○大阪府障がい者自立支援協議会各部会における活動状況を確認し、進捗状況を把握するとともに、全体会において報告を行いました（全体会開催実績　令和5年度：2回）。 |
| （３）地域で暮らし続ける　⑤地域福祉の視点 |  |
| ○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映（地域福祉課）　地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。 |  | ○障がい者支援団体の役員及び障がい福祉分野の学識経験者に大阪府地域福祉推進審議会の委員として参画を求め、障がい当事者のニーズの把握に努めました。 |
| ○市町村における包括的な支援体制の構築（地域福祉課）広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、市町村における包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、取組事例の提供や助言・サポート等を行い、市町村を支援します。　また、障がい者等支援を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。さらに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や障がい者相談支援事業所等地域の関係機関の連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供を行います。 |  | ○市町村における包括的な支援体制の整備に係る取組状況や課題等について、アンケートによる状況把握のほか、訪問による意見交換等を実施した。また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けて、市町村職員や市町村社会福祉協議会等の関係者を対象に研修会を開催し、取組事例の提供や市町村の課題に応じた助言等を行いました。○地域福祉・高齢者福祉交付金による財政的支援に加え、市町村地域福祉課長会議や地域福祉のコーディネーターのための基礎研修において市町村職員やコミュニティソーシャルワーカーに対し、「コミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、地域福祉のセーフティネットの構築に向けたコーディネーター間の連携促進に取り組みました。○コミュニティソーシャルワーカーブロック別連絡協議会などにおいて、コミュニティソーシャルワーカー同士の連携や他のコーディネーター（スクールソーシャルワーカー等）や関係機関との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携強化に努めました。 |
| ○福祉基金による助成（地域福祉課）　地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業（障がい者や高齢者、児童などへの支援等）に助言を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。　また、今後、新型コロナウイルス感染症の影響等により、講演会開催や社会参加促進等の従来の社会福祉活動が、リモート、webの活用等へと変化していくことも想定し、創意工夫を凝らした活動がこれまで以上に実施できるよう、支援の充実を図ります。 |  | 〇大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の活用により、営利を目的としない団体の障がい者等への社会福祉活動に対して助成し、地域福祉の振興や府民の福祉意識の向上に寄与しました。令和5年度地域福祉振興助成金　実績：52件 実績総額：91,077,628円内訳・活動費助成助成団体：30件 実績額：4,140,404円・民間団体提案型事業助成団体：11件 実績額：41,436,425円・施策推進公募型事業 テーマⅠ「地域おけるヤングケアラー支援のためのモデル事業」助成団体：11件 実績額：45,500,799円 |
| （３）地域で暮らし続ける　⑥障がい者に対する住民の理解 |  |
| ○施設コンフリクトの解消（人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課）　「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこった施設コンフリクト解消に向けた取り組みを継続・強化します。　人権局ホームページの活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。　また、指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を進めるよう指導します。　なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。 |  | ○「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図るなど、広く啓発に取り組みました。〇　障がい福祉サービス事業者の指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が、地域住民に理解されるよう、地域交流を進めるよう指導しました。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （３）地域で暮らし続ける　⑦福祉サービスを担う人材の確保 |  |
| 〇介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取組み（福祉人材・法人指導課、就業促進課、介護事業者課、障がい福祉室）　介護ロボットの導入促進、ＩＣＴを活用した業務効率化や表彰の導入など、介護事業者自らの労働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。　福祉人材支援センターを活用したマッチング力の向上や地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる取組みを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施します。 |  | ○地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図りました。令和5年度・就職フェア：参加法人178法人（うち障がい者福祉分野76法人）　 参加者484人・合同面接会：参加法人36法人（うち障がい者福祉分野6法人） 　 参加者180人・法人・求職者向け就職セミナー　計20回　参加者：856人○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携して実施したインターンシップや出前講座により福祉・介護の魅力を発信しました。令和5年度・職場体験者数：135人・インターンシップ：97人・出前講座：392人○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施しました。令和5年度・124講座　11,316人○介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施しました。令和5年度・市町村職員研修　１講座　14人・介護・福祉等専門職員研修　39講座　1,031人○地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット及びＩＣＴ導入経費の一部を助成しました。 【導入助成実績】 令和5年度 ：　介護ロボット 68 事業所等 299,702 千円 令和5年度 ：　ＩＣＴ 114 法人　（286事業所等） 354,129 千円〇大阪府介護支援専門員法定研修を実施しました。【修了者数】令和5年度：6,718名（一部研修を含まない） |
| ○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成（福祉人材・法人指導課、地域生活支援課）身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の異なる様々なニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修事業所を指定し、養成するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、障がいの理解を深め、ニーズに応じた適切なサポートができる技能を向上するための研修を実施します。　また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー（全身性障がい、知的障がい及び精神障がい）を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。 | 目標値介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー）を対象とした研修を毎年１回実施 | ○身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の異なる様々なニーズに対応できるホームヘルパー、ガイドヘルパー等の確保を図るため、養成研修事業所を指定しました。令和6年3月31日時点・移動支援従業者養成研修（全身性障がい）：修了者1,248人(指定事業者：58事業者）・移動支援従業者養成研修（知的障がい） ：修了者443人(指定事業者：42事業者)・移動支援従業者養成研修（精神障がい） ：修了者49人(指定事業者：12事業者)・難病患者等ホームヘルパー養成研修 ：修了者252人(指定事業者： 8事業者)・同行援護従業者養成研修 ：修了者1,533人（一般）、967人（応用）(指定事業者：55事業者)〇障がい者ホームヘルパー知識習得（居宅介護職員初任者）研修を実施しました。■研修修了者数及び実施回数令和5年度　23名・１回 |
| ○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施（子育て支援課）　府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。 | 目標値保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年１回実施（年100名以上受講） | 〇令和5年9月30日～令和5年12月31日までの期間で「保育所等障がい児保育担当保育士等研修」を動画配信形式で行いました。（視聴回数517回）〇全市町村の放課後児童支援員等を対象とした研修を４日間実施。うち1日は、放課後児童クラブにおいて障がい児への理解とその対応がなされるよう、「子どもの人権と倫理」をテーマとした研修の中で、子ども（障害のある子どもを含む）への対応を取り上げました。（参加人数　令和5年度：410人） |
| ○精神保健福祉関係機関職員研修の実施（地域保健課）　精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回（ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回）実施するとともに、自殺対策研修・依存症対策研修を各年1回以上実施します。 | 目標値（令和８年度）精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年３回（ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各１回）実施自殺対策研修・依存症対策研修を年各１回以上実施 | 〇精神保健福祉関係機関職員研修を実施した。　精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年6回（ベーシック2回、ステップアップ2回、スキルアップ2回）実施しました。　自殺対策研修・依存症対策研修を各年1回以上実施しました。　　自殺対策研修　6回　　依存症対策研修　15回 |
| ○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（地域生活支援課）　事業所や施設において、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングを実施し、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成、サービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。 | 目標値サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（２日課程）を実施 | ○令和5年度研修修了者数及び研修実施回数・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数　　基礎研修　1,902名・年3回　　実践研修　836名・年2回　　更新研修　852名・年1回・相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了者数　　1,866人・年3回 |
| ○強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修、実践研修）（地域生活支援課）　強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な支援を行う職員や適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる人材を養成します。 | 目標値強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を実施 | 〇強度行動障がい支援者養成研修修了者数　令和5年度　基礎研修779名　実践研修　467名 |
| （４）まちで快適に生活できる |  |
| ○福祉のまちづくりの推進（建築環境課）大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、「大阪府福祉のまちづくり審議会」（平成24年11月設置）等を開催します。 |  | ○「大阪府福祉のまちづくり審議会」等を開催・大阪府福祉のまちづくり審議会（令和6年3月26日）・大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（令和6年3月7日） |
| ○府有建築物の福祉整備の推進（建築環境課、公共建築室計画課）　不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。 |  | ○府有施設のバリアフリー性能表示調査（令和5年6月12日～7月31日）○調査結果を踏まえ、府ホームページ掲載のバリアフリー情報を適宜更新 |
| 〇府営公園の整備（公園課）　高齢者や障がい者、幼児などありとあらゆる人々の利用に配慮した府営公園づくりを促進するために障がい者等の人々に配慮した公園づくりのために改修を実施します。 |  | ○浜寺公園など５公園で、高齢者や障がい者、幼児など幅広い利用者に配慮した府営公園づくりを促進するためにトイレの洋式化や内装改修を実施しました。また、「誰もが楽しめる遊具広場の整備に関する配慮事項（案）」を作成・公表し、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に楽しめる遊具広場づくりを体系的に進めていくため、整備に対する基本的な考え方、配慮すべき事項などを整理しました。 |
| ○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進（建築環境課）　駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に促進します。 | 目標値令和元年度末時点の実績（32市１町、136地区）を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす | ○基本構想作成状況・平成13～令和5年度作成済　33市町137地区〇市町村の基本構想等の作成、見直し時の協議会に、市町村の求めに応じて参画し、技術的な助言を行いました。・基本構想の見直し　 池田市、吹田市、堺市 |
| ○交通安全施設等整備事業の推進（道路環境課）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する道路について移動等円滑化を実施します。 | 目標値・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路について、移動等円滑化を実施・府管理道路の特定道路指定地区数　55地区（52．50㎞）（H20年度指定）50地区（35．39㎞）（R１年度指定） | ○歩道、自転車歩行者道の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の設備改善を推進しました。府管理道路の特定道路指定地区・52地区うち42地区整備完了。延長48.07㎞うち45.10㎞完了　整備率93.8%（平成20年度指定）・50地区うち　22地区整備完了。延長35.49kmうち20.35km完了　整備率57.3%（令和元年度指定）※他の道路管理者（国・市町村）の移管により、地区数及び特定道路の延長は計画策定時と異なる。 |
| ○バリアフリー対応型信号機の整備（府警本部交通規制課）　主要な生活関連経路において整備すべき信号機等については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置等の整備を促進します。 | 目標値（令和８年度まで）「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等による移動等円滑化を実施 | 〇重点整備地区内の主要な生活関連経路等を重点に、高齢者や身体障がい者等の安全を確保するため、視覚障がい者用付加装置等について、継続して整備しました。・高齢者等感応信号機　　更新・・・6基・視覚障がい者用付加装置　新設・・・7基、更新・・・38基 |
| ○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進（建築環境課）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針を踏まえ、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。 | 目標値バリアフリー法の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進指針を踏まえ、鉄道駅等の構造等の制約条件を考慮し、可能な限り移動等円滑化を実施 | ○既存駅舎のエレベーター整備に対する補助事業を実施　・補助実績：令和5年度2駅 |
| ○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み（障がい福祉企画課、交通計画課、鉄道推進課、建築環境課）事業者に対して、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、国からバリアフリー施策の取組み等について説明するとともに、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置の促進、利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮について働きかけを行います。また、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる駅を対象に国、地元市と協調して補助を行う制度を創設しており、今後とも、可動式ホーム柵整備の促進を図ります。さらに、鉄道事業者等と連携し、駅ホームにおける安全向上のための啓発活動に取り組みます。 |  | 〇「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」（令和6年2月19日開催）の場等において、鉄道事業者に対して、各種当事者団体からの要望事項の伝達や、国のユニバーサルデザインまちづくりの動向に関する情報提供を行うことで、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置の促進、利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮についての働きかけを実施しました。○可動式ホーム柵整備状況（令和6年3月時点）　　・府内ホーム柵設置駅数：117駅／520駅〇JR西日本、OsakaMetro、南海、大阪市・大阪府関係部局（都市整備部・福祉部）で連携し、令和5年12月5日JR　我孫子町駅、令和5年12月6日OsakaMetro あびこ駅、令和5年12月8日南海 我孫子前駅にて安全向上のための啓発活動を実施しました。 |
| ○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進（障がい福祉企画課、建築環境課）車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース（ゆずりあい駐車区画）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。　また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車の抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。 |  | 〇車いす使用者用駐車場の適正利用を呼びかけるポスターを掲示し、府民や事業者等へ啓発を行いました。〇ダブルスペースを推進するためのチラシを活用し、府民や事業者等へ普及・啓発を行いました。○「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について、府民や事業者等へ制度の周知を行うとともに、利用証申請者 からの申請を受け付け、審査の結果、累計28,065件の利用証を発行した。また、府内の様々な施設へ協力依頼を行 い、令和5年度末時点で、546施設へ、905区画分の「ゆずりあい駐車区画」表示カバー等の配布を行いました。○車いす使用者用駐車区画の適正利用を促進するため、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン等において、「ダブルスペース」や「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」を記載し、事業者等への周知を実施しました。 |
| ○まちのバリアフリー情報の提供（建築環境課）　鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努めます。 |  | ○施設を利用する方が事前にバリアフリーに関する情報を入手できるよう、鉄道駅やホテル、府有施設、市町村有施設等のバリアフリー情報を府ホームページで公表（適宜更新）○府有施設のバリアフリートイレの情報をスマホ・パソコンで容易に検索できる「大阪府バリアフリートイレマップ」を府ホームページ内で公表（適宜更新） |